

【協力会社作業員が固形物処理室 5 の床面清掃後に熱中症発症】

資料2-4 別添 1
(第 60 回 監視円卓会議)

- 発生日時:令和 5 年(2023 年) 8 月 4 日(金) 11 時 00 分頃
- 発生場所:増設施設 男子ロッカー室 (非管理区域)
- 公表区分:IV
 - ・環境への影響:なし
 - ・作業員への影響:あり(熱中症)

事象概要	発生原因	再発防止対策
<p>○設備保全委託会社(以下N社)の作業員Aが、増設施設 5 階固形物処理室 5 で、固形物貯留槽の固形物閉塞除去作業に伴い飛散した固形物の床面清掃後、1 階男子ロッカー室で着替え中に立ち眩みを起こした。</p> <p>男子ロッカー室で水分補給後、N 社現場事務所に戻り涼しい場所にて静養していたが、体調の改善が見られなかったため診療所で診察を受け、熱中症と診断された。</p> <p>○作業員Aは診療後、N 社現場事務所に戻り N 社社員 1 名と共に退社。</p> <p>○8 月 7 日(月)出社し事務作業及び設備日常点検に従事した。</p> <p>○作業員Aの当日の作業内容等は表 1 を参照。</p>	<p>次に示した要因が重なり熱中症を発症したと推測される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①作業場所(固形物処理室5)の室温(40℃と推測)が高かったこと ②化学防護服を着用しての作業であったこと ③作業員Aが行っていた床面清掃作業は当該の突発作業の中では必ずしも身体的負担が大きい作業でないことから、例年になく室蘭市内は気温が高い日が続いたことによる健康管理の困難さ(暑熱順化の困難さを含む。)も要因の一つとして推測されること(図1参照) 	<p>(1)応急措置として、JESCO安全対策課員によりN社の管理監督者に対し熱中症予防についての教育を8月7日(月)に実施した。</p> <p>(2)N社での対策は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①熱中症に関する教育を実施する。(8月30日(水)実施済み) ②今回の固形物閉塞除去以外に熱中症リスクを伴う作業が無いか洗い出しを行う。 ③熱中症予防対策用ウェアラブルセンサー^{※1}を導入する。 <p>(3)JESCO及び運転会社に対して次の項目を水平展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①暑熱順化、予防対策の内容を含む熱中症に関する教育を実施する。(9月6日(水)実施済み) ②操業に関する作業の中で特に熱中症リスクが高い作業について熱中症予防対策用ウェアラブルセンサー^{※1}を導入する。 <p>※1:熱中症予防対策用ウェアラブルセンサーとは、リストバンドなど身体に着けることができるデバイスのことで、搭載されたセンサーで体温・脈拍などをリアルタイムで計測し、事前に熱中症リスクをランプ、警報等で作業員に知らせることができる。</p>

表 1 作業員 A の時系列行動

日時	作業場所	作業内容・状況等	水分補給状況その他備考
8/4(金)	8:30 N社現場事務所	ラジオ体操及び作業前打ち合わせに参加	熱中症対策スラリー100g、1袋摂取 体温36.5度、健康状態は良好と申告
	9:00 N社現場事務所	事務作業	
	9:30 増設 オンラインモニタリング室	オンラインモニタリング装置吸着管交換作業に従事	
	10:30 増設 固形物処理室5	固形物貯留槽閉塞除去作業に従事 (作業員Aは床に飛散した固形物の清掃に従事) 聞き取り調査から室温40°C程度だったと推測される	作業時、着用していた保護具 ・化学防護服、半面マスク、ゴーグル
	10:50 (作業終了、 男子ロッカー室に移動)		
	11:00 増設 男子ロッカー室	着替え中に立ち眩み	経口補給水300ml、3本摂取
	11:30 N社現場事務所	涼しい場所に静養	経口補給水300ml、1本摂取
	11:45 N社現場事務所	体調の回復が見られなかったので診療所に向かう	
	12:00 診療所	医師から身体を冷やし3時間の安静の指示を受ける	スポーツドリンク500ml、1本摂取
	15:00 診療所	診察を受け熱中症と診断される	
	15:30 N社現場事務所	帰社後、N社社員1名と共に退社	
8/7(月)	8:00 N社現場事務所ほか	出社し事務作業及び設備日常点検に従事	

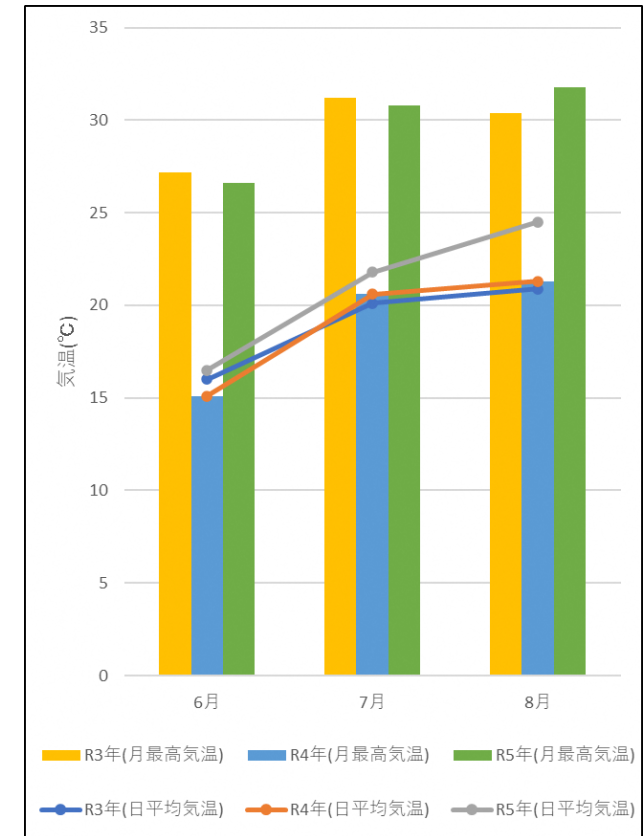


図 1 R3～5年における6～8月の月最高気温及び日平均気温の推移